

金融審議会金融分科会第二部会

B I S 規制関連 参考資料

(平成13年4月13日)

| | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 「B I S規制」：経緯と今後の日程 | 1 |
| (2) 「B I S規制」見直しの3つの柱 | 2 |
| (3) 当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ | 3 |
| (参考) 我が国の現行自己資本比率規制の概要 | 4 |

「BIS規制」経緯と今後の日程

- 現行BIS規制

 - 1988年 バーゼル合意

 - 1993年3月 経過措置終了 (邦銀)

- 市場リスク (トレーディング
業務のリスク等) に関する修正

 - 1996年 市場リスク規制公表

 - 1998年3月 適用開始 (邦銀)

- 今回の見直し

 - 1998年3月 バーゼル委員会において検討開始

 - 1999年6月 第一次市中協議文書の公表

 - 2000年3月末 上記文書に対するコメント期限

 - 2001年1月 第二次市中協議文書公表

 - 2001年5月末 上記文書に対するコメント期限

 - 2001年末頃 最終案を公表予定

 - 2004年 見直し基準の適用開始

「B IS規制」見直しの3つの柱

1)第1の柱

リスク計測の精緻化

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク}} \quad 8\%$$

← この測定を精緻化 (外部格付、内部格付)

2)第2の柱

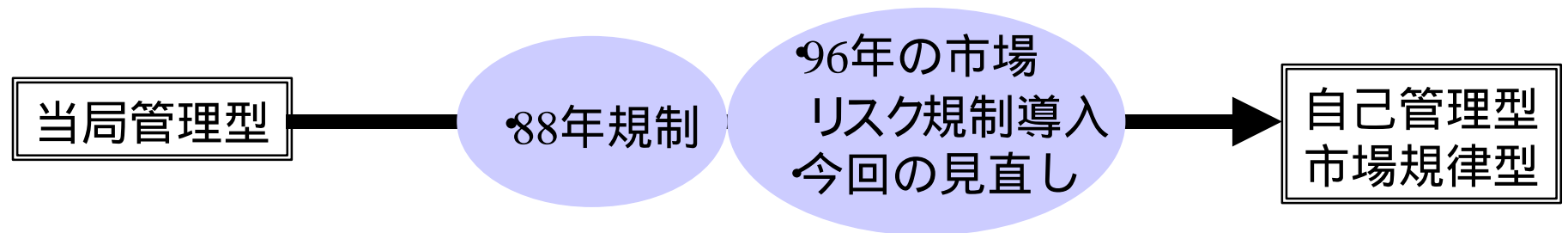
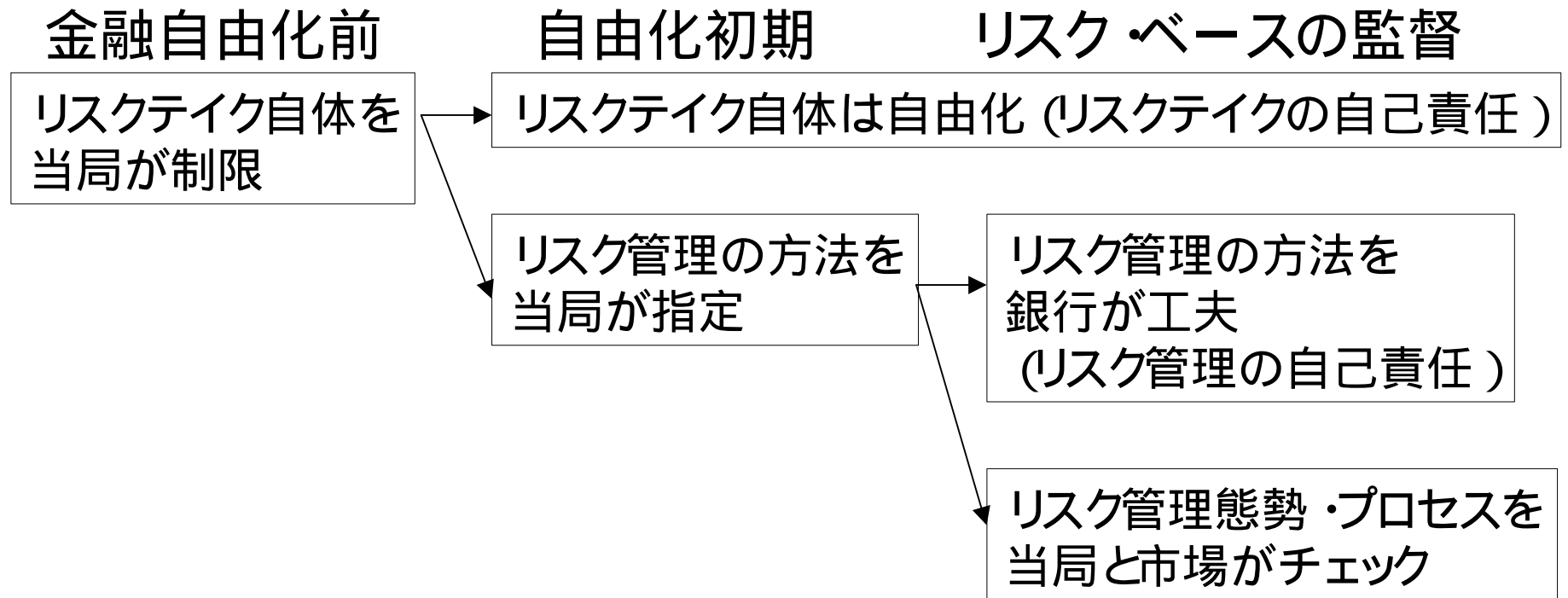
銀行自身による自己資本戦略の策定

当局によるレビュー (格付手法、与信リスク管理
プロセス等)

3)第3の柱

自己資本構成、格付手法等に関する開示の充実
市場規律

当局管理型の監督から、自己管理と市場規律を中心とした監督へ



金融業とリスクの複雑高度化 →

(参考)

我が国の現行自己資本比率規制の概要

国際統一基準

$$\frac{\text{Tier 1 (資本の部)} + \text{Tier 2 (劣後ローン、有価証券含み益等)}}{\text{国債保有額} \times 0\% + \text{銀行向け与信} \times 20\% + \text{企業向け与信} \times 100\% + \text{住宅ローン} \times 50\%} = 8\%$$

(注)更に市場リスク等に関する所要の調整が行われている。

国内基準

$$\frac{\text{Tier 1 (資本の部)} + \text{Tier 2 (劣後ローン等。有価証券含み益含まず)}}{\text{(国際基準と同じ分母)}} = 4\%$$